

「高槻市立総合スポーツセンター総合体育館ほか
10施設、萩谷総合公園、古曽部防災公園」
の募集要項について

- * 資料3-1
指定管理者の選定評価について
- * 資料3-2
「高槻市立総合スポーツセンター総合体育館ほか10施設、
萩谷総合公園、古曽部防災公園」の募集要項について

指定管理者の選定評価について

指定管理者の選定評価について

○ 指定管理料提案額の評価について

選定評価は、価格評価とサービス水準等の評価（価格以外の項目の評価）を併せた全体の評価点で行う。

価格評価は、標準的な配点を全体の5割として、以下の考え方に沿って、必要に応じて全体の2割の範囲で配点を増減し、評価することとする。

(1) 価格評価の割合を増やす場合

一般的に、管理運営の手法やノウハウの差によって、提供されるサービスの水準が変動する余地が少なくと考えられ、運営経費（指定管理料）を重視する施設。

(2) 価格評価の割合を減らす場合

価格面よりも提供されるサービスを重視し、その質や内容を十分に評価することが、公的責任の確保にとって重要と考えられる施設。

<価格評価点の算出>

価格評価点は、市が示す指定管理料提示額を上限額とし、原則その70%を履行確保の確認を要する額として設定し、価格評価点の最高点とする。履行確保の確認を要する額以下の提案額については、その提案額の現実性を確認した上で有効とし、評価点は一律とする。

$$\text{○ 価格評価点} = \text{履行確保の確認を要する額} \div \text{提案額} \times \text{価格評価への配点}$$

(例) 価格評価への配点が50点、市提示額が1,000万円、提案額が900万円の場合

$$\begin{aligned} \text{価格評価点} &= (1,000\text{万円} \times 70\%) \div 900\text{万円} \times 50\text{点} \\ &= 38.88\text{点} \end{aligned}$$

参考

次の施設については、令和2年度第5回指定管理者選定委員会において
答申を受けたとおり、公募により、一括して選定を行う。

- ・高槻市立総合スポーツセンター総合体育館ほか10施設、萩谷総合公園、
古曽部防災公園

【指定期間：5年】

- ① 高槻市立総合スポーツセンター総合体育館
- ② 高槻市立総合スポーツセンター陸上競技場
- ③ 高槻市立総合スポーツセンターテニスコート
- ④ 高槻市立総合スポーツセンター青少年運動広場
- ⑤ 芥川緑地テニスコート
- ⑥ 高槻市立西大樋テニスコート
- ⑦ 高槻市立郡家テニスコート
- ⑧ 高槻市立堤運動広場
- ⑨ 高槻市立南大樋運動広場
- ⑩ 高槻市立牧田運動広場
- ⑪ 高槻市立庄所運動広場
- ⑫ 萩谷総合公園（サッカー場、テニスコート、野球場含む）
- ⑬ 古曽部防災公園（野球場、体育館含む）

<一括選定理由>

市全体のスポーツ施設の運用にあたっては、各種スポーツ団体との円滑な調整や利用者の利便性の維持のため、一体的に管理することが望ましい。また、当該施設を有する萩谷総合公園及び古曽部防災公園については、公園内の施設ごとに管理者が異なることによる利用者サービスの低下等にならないよう一括して指定管理者を選定する。

高槻市立総合スポーツセンター総合体育館
ほか 10 施設、萩谷公園、古曽部防災公園
の募集要項について

募集要項の概要

(高槻市立総合スポーツセンター総合体育館ほか 10 施設、萩谷総合公園、古曽部防災公園)

項 目	内 容
1	<p>施設の名称及び所在地</p> <p>名 称：高槻市立総合スポーツセンター総合体育館ほか 10 施設、萩谷総合公園、古曽部防災公園</p> <p style="font-size: small;">(総合スポーツセンター(総合体育館、陸上競技場、青少年運動広場、テニスコート)、堤運動広場、テニスコート(西大樋、郡家、芥川緑地)、運動広場(南大樋、牧田、庄所)、萩谷総合公園、古曽部防災公園)</p> <p>所在地：芝生町 4 丁目、大字萩谷、古曽部町 3 丁目ほか</p>
2	<p>施設の概要</p> <p>別紙 1「施設一覧(概要版)」のとおり</p>
3	<p>業務の範囲</p> <p>(1) 主な指定管理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設及び公園の管理運営(各種案内、警備等)、維持管理(保守点検、修繕等) ・スポーツ施設の利用受付・許可、トレーニング室の運営、体力づくり教室(障がい者等対象のみ)、スポーツ用具貸出等 ・公園内行為(行商やイベント等)の受付・許可等 ・駐車場の管理運営、維持管理 ・災害発生時における市の活動等への協力に関すること <p>(2) 想定される主な自主事業</p> <p>① スポーツ施設における自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント時のスポーツ用品の物販ブースの設置 ・体育室等を利用した教室 等 <p>② 公園区域における自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園区域への収益施設の設置(仮設含む) ・広告設置事業 <p>③ 両施設共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント・物品販売等
4	<p>管理の基準</p> <p>利用時間及び休所日</p> <p>別紙 1「施設一覧(概要版)」のとおり</p>
5	<p>利用料金</p> <p>利用料金制(<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無)</p> <p>協定締結時に想定した収支を超える収益があった場合は、その超える額の 40%相当額を市に納付又は市と協議の上市民サービス等に還元。</p>
6	<p>指定期間</p> <p>令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで(5 年間)</p>

7	応募の資格	<p>① 募集公示の日現在、高槻市立総合スポーツセンター及び萩谷総合公園と同程度又はそれ以上の規模及び利用者数を有するスポーツ施設・公園（両方）または類似施設の管理業務の実績を2年間以上有すること。</p> <p>② 募集公示の日現在、大阪府内に営業所、事業所又は事務所を有すること。</p> <p>③ 高槻市建設工事請負業者指名停止基準及び高槻市物品売買業者指名停止基準による指名停止期間中でないこと。</p> <p>④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されていないこと。</p> <p>⑤ 国税及び地方税を滞納していないこと。</p> <p>⑥ 団体及び役員等が高槻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の欠格条項に該当しないこと。</p> <p>⑦ 管理業務の遂行に必要な資格、知識、技術、技能、経験等を有する職員を管理業務の遂行に十分な人数を配置できること。</p> <p>※複数の法人等による応募も可</p>			
8	応募の方法	高槻市公の施設の指定管理者の指定の手續きに関する条例施行規則第3条に定める申請書類等を提出すること。			
9	選定の基準	<p>資料3「指定管理者候補者選定評価表 ーサービス水準評価表ー」のとおり</p> <p>※価格評価30%、サービス水準等評価70%を基準</p>			
10	指定管理料	138,142 千円以下	(参考) ※3施設の合算		
		<想定収支>	<R3年予算>	<R2決算見込>	<R1決算>
		支出: 313,776 千円	305,517 千円	262,589 千円	278,545 千円
		収入: 175,634 千円	134,020 千円	111,995 千円	135,824 千円
		差引: 138,142 千円	171,497 千円	150,594 千円	142,721 千円
11	特記事項	令和3年度まで、3つ（高槻市立総合スポーツセンター総合体育館ほか10施設、萩谷総合公園、古曽部防災公園）の施設に分割して指定管理を実施（特定により選定）			
12	所管課	<p>(1) 全般及びスポーツ部門 街にぎわい部文化スポーツ振興課（総合センター8階）</p> <p>(2) 公園部門 都市創造部公園課（本館5階）</p>			

施設一覧(概要版)

別紙1

番号	施設の名称	所在地	規模	主な施設内容	開設年月	休所日	利用時間
1	高槻市立総合スポーツセンター 総合体育館	芝生町4丁目1番1号	鉄筋コンクリート2階建 建築面積6,101㎡	体育室(大、中、小3)、弓道場、 トレーニング室等、駐車場(223台)	昭和59年2月		午前9時から 午後9時まで
2	高槻市立総合スポーツセンター 陸上競技場	芝生町4丁目1番1号	管理棟1,159㎡ 競技面積14,243㎡	第4種ライオン公認陸上競技場	昭和61年4月	月1日 年末年始	午前9時から 午後5時まで
3	高槻市立総合スポーツセンター 青少年運動広場		全天候型ロングパイル人工芝 競技面積11,690㎡	多目的運動広場1面 夜間照明(半面)	平成9年4月		午前8時から 午後9時まで
4	高槻市立総合スポーツセンター テニスコート		全天候型砂入人工芝 競技面積3,534㎡	テニスコート5面 夜間照明	昭和62年10月		午前9時から 午後9時まで
5	高槻市立堤運動広 場	堤町3番1号	体育館：鉄筋コンクリート平屋建 延床面積749㎡	体育館 駐車場(30台、別に障がい者用2 台)	平成18年4月	月1日 年末年始	午前8時から 午後9時まで
			運動広場：クレイ舗装、夜間照明設備 競技面積8,445㎡	多目的運動広場 夜間照明			
6	高槻市立西大樋テニスコート	西大樋町893番地	全天候型砂入人工芝 敷地面積4,784㎡	テニスコート5面 更衣室、シャワー室、便所	平成6年4月	年末年始	午前9時から 午後5時まで
7	高槻市立郡家テニスコート	郡家本町544番地1	全天候型砂入人工芝 敷地面積4,686㎡	テニスコート4面 更衣室、シャワー室、便所 駐車場	平成7年4月	年末年始	
8	高槻市立南大樋運動広場	南大樋町970番地	クレイ舗装 敷地面積25,393㎡ (メイン21,501㎡ サブ3,891㎡)	多目的運動広場4面	昭和54年7月	月1日 年末年始	
9	高槻市立牧田運動広場	牧田町26番1号	クレイ舗装 敷地面積13,263㎡	多目的運動広場1面 駐車場(66台) 便所、器具倉庫	平成19年4月	月1日 年末年始	午前8時から 午後5時まで
10	高槻市立庄所運動広場	南庄所町3番1号	クレイ舗装 敷地面積8,039㎡	多目的運動広場1面 駐車場(36台) 便所、器具倉庫	平成19年4月	月1日 年末年始	
11	芥川緑地テニスコート	南平台5丁目59番1号	全天候型砂入人工芝 敷地面積1,654㎡	テニスコート2面	平成6年7月	年末年始	午前9時から 午後5時まで

施設一覧(概要版)

別紙1

番号	施設の名称	所在地	規模	主な施設内容	開設年月	休所日	利用時間	
12	萩谷総合公園	大字萩谷111番地1	運動系ゾーン、休養・遊戯施設ゾーン、自然系ゾーンに分かれた総合公園敷地面積約35ha(スポーツ、駐車場を含む。)	多目的広場、わんぱく広場、体験の森、観祭の森、チヨウの里、梢の森、事務室、駐車場(350台)ほか臨時駐車場あり 本部席、放送室、審判員室、会議室、更衣室、ロッカー室、シャワー室、便所、倉庫、観覧席、スコアボード	平成10年4月	なし	午前6時から 午後11時まで	
			天然芝舗装敷地面積11,000㎡					
			サッカー場		全天候型砂入人工芝敷地面積5,036㎡	平成12年11月	月1日 年末年始	午前9時から 午後7時まで
			テニスコート		内野：黒土舗装 外野：天然芝舗装 敷地面積13,133㎡、延床面積2,429㎡	平成14年11月	なし	午前7時30分から 午後10時まで
13	古首部防災公園	古首部町3丁目地内	天然芝舗装、園路舗装敷地面積約7,700㎡	防災設備(耐震性貯水槽等)、多目的広場、駐車場(84台)、駐輪場、屋外トイレ、管理棟、緑地 体育室(メイン、サブ)、トレーニング室等 本部席、放送室、審判控室、ダッグアウト、倉庫、観覧席、スコアボード	平成22年4月	なし	午前9時から 午後9時まで	
			鉄筋コンクリート3階建建築面積3,562㎡、延床面積5,908㎡					
			公園		内野：黒土舗装 外野：天然芝舗装 競技面積8,237㎡	月1日 年末年始	午前9時から 午後7時まで	
体育館								
野球場								

※利用時間は、季節により変動する施設があります。

高槻市立総合スポーツセンター総合体育館ほか10施設、
萩谷総合公園、古曽部防災公園

指定管理者募集要項

令和3年6月

高槻市

目次

【募集要項】

1	募集の趣旨	1
2	施設の概要	1
3	指定期間	2
4	指定管理者が行う業務	2
5	利用料金	6
6	指定管理業務の処理に必要な経費	7
7	管理の基準	8
8	その他の条件	12
9	市と指定管理者との責任の分担	14
10	アンケートの実施	15
11	引継ぎ等	15
12	応募の資格等	16
13	応募の方法	16
14	指定管理者の候補者の選定	20
15	指定管理者の指定等	23
16	基本協定の締結	23
17	募集要項に関する問合せ先	23
18	その他	24

【募集要項別紙】

- 別紙 1 : 施設一覧表
- 別紙 2 : 高槻市立総合スポーツセンター総合体育館ほか 10 施設、萩谷総合公園、古曾部防災公園管理運営仕様書
- 別紙 3 : 公園内スポーツ施設区域図
- 別紙 4 : スポーツ施設の先押さえ件数
- 別紙 5 : 自主事業の実施状況
- 別紙 6 : 指定管理業務対象外施設一覧表
- 別紙 7 : 図面集（萩谷・古曾部）※スポーツセンターほか 10 施設については後述
- 別紙 8 : パンフレット
- 別紙 9 : 基本協定書（案）
- 別紙 10 : 高槻市立総合スポーツセンター条例（令和 4 年 4 月 1 日施行予定版）
- 別紙 11 : 高槻市立総合スポーツセンター条例施行規則（※現行版）
- 別紙 12 : 高槻市都市公園条例（令和 4 年 4 月 1 日施行予定版）
- 別紙 13 : 高槻市都市公園条例施行規則（※現行版）
- 別紙 14 : 高槻市立総合スポーツセンター駐車場及び附属施設各駐車場利用料金の減額に関する要綱（令和 4 年 4 月 1 日実施予定版）

- 別紙 15：公園駐車場使用料等の減免に関する要綱
別紙 16：公園駐車場使用料等の障がい者減免取扱要領
別紙 17：都市公園内スポーツ施設利用料金の減額に関する要綱（令和 4 年 4 月 1 日実施予定版）
別紙 18：公園内使用許可の使用料等減免に関する要綱（令和 4 年 4 月 1 日実施予定版）
別紙 19：高槻市立総合スポーツセンターの利用料金の減額に関する要綱（令和 4 年 4 月 1 日実施予定版）
別紙 20：公園内通行・駐車許可等に係る要綱（令和 4 年 4 月 1 日実施予定版）
別紙 21：自動販売機設置管理業務請負者選定ガイドライン
別紙 22：設備状況一覧表
別紙 23：高槻市立小学校運動場夜間照明施設管理業務委託契約書・仕様書（案）

【応募書類等】

- ① 説明会等参加申込書
- ② 質問書
- ③ 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
- ④ 指定管理者応募資格誓約書
- ⑤ 事業計画書（様式第 2 号）
 - ※事業計画書作成のポイント含む
 - 添付資料① 利用料金等単価提案表
 - 添付資料② 職員配置表
- ⑥ 収支計画書（様式第 3 号）
- ⑦ グループ結成届
- ⑧ 委任状

1 募集の趣旨

本市では、高槻市立総合スポーツセンター条例（昭和61年3月31日高槻市条例第18号。令和4年4月1日改正予定のもの。以下、「センター条例」という。）第3条及び高槻市都市公園条例（昭和52年3月31日高槻市条例第15号。令和4年4月1日改正予定のもの。以下、「公園条例」という。）第2条の5の規定により設置された高槻市総合スポーツセンター総合体育館ほか10施設、萩谷総合公園及び古曽部防災公園について、効果的・効率的な管理運営、市民サービスの向上等を目的に、民間事業者のノウハウを活用するために指定管理者制度を適用することとし、この募集要項のとおり指定管理者を募集します。

2 施設の概要

(1) 施設の名称及び範囲

	施設名	管理 駐車場 有	センター 条例 適用	公園 条例 適用
①	総合スポーツセンター 総合体育館 ほか10施設	○	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ・総合スポーツセンター総合体育館 ・総合スポーツセンター陸上競技場 ・総合スポーツセンターテニスコート ・総合スポーツセンター青少年運動広場 ・西大樋テニスコート ・郡家テニスコート ・芥川緑地テニスコート ・南大樋運動広場 ・牧田運動広場 ・庄所運動広場 ・堤運動広場 (体育館・運動広場)	○	○	○
②	萩谷総合公園	○		○
③	古曽部防災公園	○		○

(2) 現在の指定管理者

	施設名	指定管理者
①	総合スポーツセンター 総合体育館ほか10施設	(公財) 高槻市みどりとスポーツ振興事業団
②	萩谷総合公園	
③	古曽部防災公園	

(3) 施設の概要

別紙1「施設一覧表」参照

<本募集要項における用語の定義>

○スポーツ施設

高槻市立総合スポーツセンター総合体育館ほか10施設（駐車場を除く）、萩谷総合公園のテニスコート・サッカー場・野球場、古曽部防災公園の野球場・体育館

○公園区域

萩谷総合公園、古曽部防災公園における上記スポーツ施設及び駐車場を除く区域

(4) 施設の目的

① スポーツ施設

市民が広くスポーツに親しむことにより、健康で文化的な生活とあらゆるスポーツの振興を目的とする。また、総合スポーツセンターは、南部の防災拠点としての機能を持つ。

② 公園区域

市民が身近に緑に親しみ、憩う場となるほか、古曽部防災公園は、北部の防災拠点として、災害時はもとより、平常時も市民の防災意識の向上に寄与する。

3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

4 指定管理者が行う業務

指定管理者には、指定管理業務として、概ね以下に記載の業務を実施していただきます。具体的な業務の進め方等については、別紙2「高槻市立総合スポーツセンター総合体育館ほか10施設、萩谷総合公園、古曽部防災公園管理運営仕様書（以下、「仕様書」という。）」をご覧ください。

(1) 指定管理事業

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとします。

① 管理運営業務

<共通>

- 各種案内や利用者サービス、利用指導、開閉場及び警備、苦情・要望対応、利用禁止や制限、広報、イベント・大会時の交通対策、関係事業者との連携、利用者アンケート調査、利用者の状況記録、視察等の対応、その他管理運営に係る企画調整等。
- 駐車場の管理運営
- 災害発生時における緊急時初動体制及び復旧時の体制の確保並びに本市の復旧活動等への協力に関すること。

<スポーツ部門>

- スポーツ施設の利用の申請受付、利用許可、利用料金の徴収・減額・免除、還付等
- スポーツ施設の利用に係る調整
- トレーニング室の運営
- AEDの設置・管理
- 高槻市スポーツ施設情報システム（オーパス）の受付、登録及び入力等業務
- 体力づくり教室の運営（障がい者等対象の教室の運営）
- 「個人利用日」の設定及び運営
- スポーツ用具の貸出 等

<公園部門>

- 公園条例第3条に係る行為（行商や競技会等。以下、「公園内行為」という。）の申請受付・許可、料金の徴収・減額・免除、還付等。

② 維持管理業務

- スポーツ施設及び公園（以下、「本施設」という。）における建物や設備、公園施設、駐車場、附帯施設、植栽（森林含む）、外構、装置、機器、部品及び器具（備品を含む。以下、「施設等」という。）の保守点検、修理及び清掃等
- 設備、装置、機器等の運転操作
- 施設等の安全管理・衛生管理
- 管理業務の遂行に必要な器具等の調達

③ 施設等に係る経費（電気料金、ガス料金、水道料金、下水道使用料、電話・インターネット等料金、機械設備保守点検料、機器リース料、建築物点検、建築設備点検、遊具等点検、保険料等）の支払に関すること

④ その他指定管理業務（市長の権限に属する事務を除く。）に関すること

- 指定管理業務の処理に必要な体制の整備
- 情報の公開及び個人情報の保護に関する措置
- 救護措置、防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保に関する措置
- 事業実施計画書、事業報告書等の作成及び提出
- 経営状況を明らかにする書類（収支計画書、例月報告書、四半期実績報告書、収支報告書、経理帳簿、利用状況調書、証拠書類綴り等）の作成及び提出
- 指定管理業務に関する庶務、経理等の事務

(2) 自主事業

自主事業は、指定管理者が本施設において自らの費用と責任により、物品販売、各種教室やイベントなどを行うものであり、指定管理者は、指定管理事業に加えて実施することができます。

自主事業の提案はそれぞれ任意ですが、施設等のポテンシャルを最大限に発揮し、施設の魅力向上やスポーツ振興、自然環境の保全・活用等を図るために、民間事業者のノウハウやアイデアを活かした、積極的な提案を求めます。

なお、自主事業を行うにあたっては、施設等で行うに相応しい適切な内容とし、施設本来の設置目的、機能、品格を損なわないように注意するとともに、近隣道路の渋滞、迷惑駐車、騒音等による近隣への迷惑が生じないように努めてください。実施にあたっては、本市と事前に協議するものとし、対応が困難であると本市が認めるものは実施できません。

① スポーツ施設における自主事業

○以下の事業は、自主事業の一例です。民間事業者のノウハウやアイデアを活かした、積極的な提案をしてください。

- ・イベント時のスポーツ用品の物販ブースの設置
- ・体育室等を利用した教室
- ・プロ・トップ選手等を講師に招いた教室 等

○これまでスポーツ初級者の市民を対象とした体力づくり教室を本市主催で実施してきましたが、同主旨でそれに替わる教室を実施するなど、現在より初級者向けのスポーツ施策が後退しない提案をしてください。

○自主事業の実施にあたっては、以下の点に留意してください。

- ・第2期高槻市スポーツ推進計画を熟読し、本市に相応しい事業を実施してください。
- ・高槻市立総合スポーツセンター総合体育館ほか10施設（芥川緑地テニスコートを除く）内で、物販等の自主事業を実施する場合は、高槻市公有財産規則第16条に基づく本市の許可及び本市への使用料の納付が必要となります。
- ・公園内のスポーツ施設を利用し、スポーツ以外（目的外）の事業を実施する場合は、通常の利用申請に加え、公園条例に基づき、本市の許可（「有料施設構造設備変更・目的外使用申請書」による申請）が必要となります。
- ・指定管理者が行う自主事業で利用するスポーツ施設の利用料金は、自主事業経理から指定管理事業経理に対し当該金額を支払うものとします。
- ・スポーツ施設においては、各種団体が実施している既存の事業は引き続き行わせるものとし、自主事業はそれ以外の時間において実施してください。

② 公園区域における自主事業

○公園区域への収益施設の設置（仮設含む）

- ・収益施設を設置する場合は、都市公園法に基づく設置許可を本市から受けてください。その際、本市への使用料の納付が必要となります。なお、当該使用料は次に掲げる金額を提案してください。

設置許可使用料：2,000円／㎡・年以上

- ・設置する施設は、都市公園法第2条第2項及び同法施行令第5条に掲げる「公園施設」の範囲内とします。
- ・各公園に相応しい店舗業態を提案してください。
- ・公園利用の支障になると本市が判断する場所には設置できません。
- ・用途地域・市街化調整区域・風致地区による規制など関係法令等に適合した業態や建築物としてください。
- ・建築物とみなされるものは、建築確認等所要の手続きが必要です。
- ・指定期間中に追加で収益施設（仮設含む）を設置する場合にも、応募時に提案した使用料を適用するものとします。
- ・収益施設（仮設）は1年未満の期間限定の設置も可能です。
- ・設置可能な期間は指定期間内（最大5年間）とし、設置した施設は、原則として指定期間終了時に撤去していただきます。

○広告設置事業

- ・広告の設置が可能な場所は公園区域内（スポーツ施設、駐車場を除く）とします。
なお、高槻市屋外広告物条例に基づき、古曽部防災公園における名神高速道路からの距離が500m未満の区域には、非自家用広告物の掲出はできません。
- ・広告の看板等は、「高槻市屋外広告物ガイドライン」等を参照し、公園の景観に配慮した規模・デザイン・配置としてください。詳細は、本市と協議して決定してください。
- ・掲載する広告として適当でないと本市が認めるものは掲載できません。
- ・広告掲載に係る公園内行為許可の利用料金上限額は200円／㎡・日とします。

③ 共通事項

○イベント・物品販売等

- ・スポーツ施設内のロビー等を活用してのショップ設置、公園区域内でのイベント等の開催、キッチンカーやブース販売などが可能です。古曽部防災公園管理棟2階の会議室も使用できますので、積極的に利用してください。
- ・センター条例の適用を受ける施設のロビー等で実施する場合は、高槻市公有財産規則に基づく許可を本市から受けてください。その際、本市への使用料の納付が必要となります。
- ・公園条例の適用を受ける施設で実施する場合は、指定管理者が公園内行為許可の権限を持つことから、指定管理者が自らに許可を与えてください。その際の利用料金は、自主事業経理から指定管理事業経理に支払うものとします。
- ・公園区域に大型の仮設工作物を設ける場合は、本市の占用許可及び本市への占用料の納付が必要です。なお、テント等人力で容易に設置及び撤去可能なものは、行為許可に含みます。
- ・自動販売機の設置・運用を行うときは、指定管理者が、センター条例の適用を受ける施設では高槻市公有財産規則第16条及び第18条の規定により行政財産の使用許可を、公園条例の適用を受ける施設においては公園条例第11条の規定に

より公園内施設設置の許可を申請してください。また、収益から必要経費を除く額の10%を本市に納入していただきます。(詳細は、別紙21「自動販売機設置管理業務請負者選定ガイドライン」に定めた規定を遵守してください。)

○その他留意事項

- ・事業実施にあたって必要となる法令等を遵守してください。
- ・騒音等により近隣の迷惑となるイベント等は実施できません。
- ・指定管理事業と自主事業は、それぞれ区分して経理してください。なお、指定管理事業の会計から自主事業の会計への繰入れはできません。
- ・一般利用者への配慮や安全対策などを十分に行ってください。
- ・自主事業を行う場合は、事業計画書に記載してください(指定管理者の指定後は事業実施計画書にも記載してください)。また、実施にあたっては、本市と事前に協議を行い、承認を得る必要があります。なお、事業計画書において提案されたものであっても、内容によっては実施できない又は内容の一部変更等を求める場合があります。(提案内容の実施を確約するものではなく、必要に応じて修正が必要となる場合があります。)
- ・自主事業の実施に伴い発生する廃棄物については、指定管理事業に係る廃棄物とは区別し、その運搬・処分については、指定管理者の負担(自主事業経理からの支出)により廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃掃法」という。)等に基づいて適正に行ってください。

5 利用料金

(1) 利用料金制の採用

利用料金の額は、指定管理者がセンター条例第8条及び公園条例第14条の2に規定する利用料金の額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定め、各スポーツ施設及び駐車場の利用者並びに公園内行為許可の申請者から徴収することとします。徴収した利用料金は、指定管理事業経理の収入とします。

なお、公園条例の適用を受けるスポーツ施設において、公園内行為を実施させる場合の利用料金は、有料部分(アリーナ等)においては施設の利用料金に含むものとします。また、共用部分(ロビー等)においては、公園条例別表第2第3項に規定の額を上限として指定管理者が提案した額を、申請者から徴収するものとします。

(2) 利用料金の減免

指定管理者は、本市が定める基準に則り、利用料金を減額し、又は免除することとします(別紙11、13~19、各条例施行規則及び減免関係要綱等参照)。

(3) 利用料金の還付

指定管理者は、本市が定める基準に則り、利用料金の全部又は一部を還付することとします(別紙11、13、各条例施行規則参照)。

6 指定管理業務の処理に必要な経費

(1) 会計年度

施設の管理に係る会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

(2) 指定管理料の支払い等

- ① 指定管理者は、指定管理業務の処理に必要な経費を、本市が支払う指定管理料、利用料金によって賄うものとします。なお、指定管理者の提案により自主事業の収益についても指定管理事業経理の収入として充当することができます（任意）。その場合は自主事業経理の支出にも計上してください。
- ② 自主事業において利用する施設の利用料金は、指定管理事業の収入に計上するものとします。
- ③ 指定管理者が提出する指定管理事業の収支計画書は、その収支を0とし、収入の一部となる指定管理料は、次表に掲げる参考価格の範囲内とします。

<指定管理料> 138,142千円以下	<想定収支> 支出（管理経費） 313,776千円 収入（利用料金等） 175,634千円 ※指定管理料を除く
------------------------	--

収入の算定については、平成31年3月～令和2年2月の各施設の利用者数をもとに算出

- ④ 指定管理料の額及び支払の方法は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支計画書に基づき、年度ごとの予算の範囲内で本市と指定管理者が協議し、双方で締結する協定において定めるものとします。
- ⑤ 指定管理事業において、各年度の収支計画に掲げる収支を超える収益を生じたときは、当該超過収益（増収分）の40%に相当する額を、本市に納付、又は本市と協議した上で市民サービス等に還元し、残る60%は指定管理者の利益とします。
- ⑥ 各年度において、管理運営費の増加や各種収入が想定以下となり、指定管理料が不足することになっても、原則、本市から補填は行いません。
- ⑦ 各種利用料金について、センター条例若しくは公園条例の改正により、利用料金制を導入する新たな施設が追加される場合や利用料金の上限額が高く設定された場合、また、利用料金の減額・免除に関する規定の見直しにより収入増が見込める場合、本市が支払う指定管理料から収入増加相当額を減額することがあります。

(3) 管理運営費の取扱い

指定管理者の料金収入・還付の範囲は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの施設利用分です。したがって、令和3年度に現在の指定管理者が受け付けた令和4年度に係る利用分の利用料金は指定管理者の収入になります。指定期間前において利用料金を現金で前納した金額が確定次第、利用料金相当分を本市から支払います。

なお、令和8年度中に申込みのあった令和9年度利用分の利用料金は指定管理者の収入にはなりません。

7 管理の基準

指定管理者は、次に定めるところにより、本施設の管理業務を適切に行うものとします。

(1) 基本方針

指定管理者は、管理業務の遂行にあたり、市民が広く利用する「公の施設」としての本施設のそれぞれの性格を十分に認識し、施設等について、日常又は定期的に必要な保守点検業務を行うことにより、利用者が安全、快適に利用できる環境づくりに努めるものとします。

また、利用の促進を図るため、積極的に広報活動を行うとともに、魅力ある自主事業の企画及び実施に努めるものとします。

さらに、平常時より災害に備え、施設等を適切に保全するほか、災害発生時は総合防災拠点等としての機能が十分に発揮できるよう、本市の各種活動に協力するものとします。

(2) 関係法令等の遵守

① 本施設の管理運営を行うにあたっては、管理運営上関係する法令や条例等の規定を遵守してください。主な法令等は以下のとおりです。

高槻市立総合スポーツセンター条例、高槻市立総合スポーツセンター条例施行規則、高槻市スポーツ施設情報システムの利用に関する規則等、都市公園法、高槻市都市公園条例、高槻市都市公園条例施行規則、高槻市地域防災計画、建築基準法、消防法、電気事業法、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律、大阪府福祉のまちづくり条例、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、高槻市暴力団排除条例、高槻市情報公開条例、高槻市個人情報保護条例、高槻市職員等からの内部通報に関する規則 等

② 本市の各種条例、施行規則、要綱については、令和4年4月1日より改正・施行するものがあります。別紙10、12、14、17～20は改正版ですが、施行までに一部変更する場合があります。また、別紙11及び13は、現在改正案の作成中のため、現行のものを添付しています。

(3) 事業実施計画書の提出

① 指定管理者として指定された者は、応募にあたって提出した事業計画書に基づき、本市との協議を経て、令和4年度の事業実施計画書（管理運営業務、維持管理業務、自主事業、管理体制等）、及び収支計画書を作成し、令和4年2月末日までに、本市に提出してください。

② 令和5年度以降は、本市と協議の上、毎年度、事業実施計画書及び収支計画書を作成し、本市が指定する日までに、本市に提出してください。

(4) 事業報告書等の提出

- ① 指定管理者は、本施設の管理に関する事業報告書（年間の管理運営業務の実施状況、各施設の利用状況、イベント等実施状況、年間利用者数、利用者ニーズの対応状況、個人情報保護及び情報公開体制、研修の実施状況）及び経理の状況（業務全体の収支、指定管理事業及び自主事業別の収支、保守点検及び修繕・補修に要した経費など指定管理事業に係る支出経費の内訳、利用料金の収受状況）を作成し、やむを得ない場合を除き、毎会計年度終了後30日以内に、本市に提出してください。
- ② その他、施設等の管理運営（自主事業含む）に関して、本市が必要と認める事項について、作成・報告が必要です。

(5) 基本的事項

- ① 施設等の利用に際しては、平等かつ公平な取扱いをしてください。
- ② 施設等の利用時間及び休所日は、センター条例第13条、第14条及び公園条例第7条に定めるところによります。ただし、指定管理者は、本市の承認を受けて、利用時間を延長又は短縮し、若しくは臨時に開所又は休所することができます。
- ③ スポーツ施設及び駐車場の利用の許可は、センター条例及び公園条例に基づき、公平かつ公正に行うものとします。センター条例第7条若しくは公園条例第9条に該当するときは、許可をできません。
- ④ 管理上支障があると認めるときは、センター条例第15条及び公園条例第15条の規定に基づき、各条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、利用・行為を制限し、入場を拒否し、又は退場を命ずることができます。
- ⑤ 指定管理者は、施設等を改良する時は、あらかじめ本市の承認を得なければなりません。
- ⑥ 指定管理者は、高槻市情報公開条例の趣旨に則り、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるように努めなければなりません。
- ⑦ 指定管理者は、高槻市個人情報保護条例の趣旨に則り、管理業務に関して個人情報の保護のために必要な措置を講じなければなりません。
- ⑧ 指定管理者は、指定管理者又は職員が、管理業務の履行に際し、本市の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、高槻市職員等からの内部通報に関する規則に基づき、その事実を通報できることについて、職員に周知するものとします。

(6) 管理運営業務の処理体制

- ① 指定管理者は、管理運営業務に支障のないよう、施設等の管理業務に従事させる職員（以下、「職員」という。）を確保し、以下の基準に基づき配置してください。

○統括責任者

施設等における管理業務や対外業務、指揮監督等の全体業務を統括する能力を備え、施設全体の経営や管理運営について総合的なマネジメントを行う統括責任者を1名

配置してください。ただし、統括責任者は正規雇用による常勤職員とします。

○副統括責任者

統括責任者の職務代理者として、別に副統括責任者（複数名可）を定め、統括責任者不在時（出張、休暇等）には、必ず副統括責任者が常駐し、施設全体の管理運営に支障をきたさないようにしてください。なお、副統括責任者は、業務に支障のない範囲において、管理運營業務責任者若しくは維持管理業務責任者が兼任することができるものとします。ただし、副統括責任者は正規雇用による常勤職員とします。

○管理運營業務責任者

経理・総務のほか、イベントの企画・実践や広報など、施設等の管理運営に関する知識及び能力を備え、全体の管理運營業務を行う管理運營業務責任者を配置してください（複数名可）。ただし、管理運營業務責任者は正規雇用による常勤職員とします。

○維持管理業務責任者

施設等（特に電気・土木・遊具関係）の維持管理に関する知識及び能力を備え、本施設全体の維持管理業務を行う維持管理業務責任者を配置してください（複数名可）。ただし、維持管理業務責任者は正規雇用による常勤職員とします。

○管理運営スタッフ

施設等の管理運営に必要な人員を配置してください。

○維持管理スタッフ

施設等の維持管理に必要な人員を配置してください。

○有資格者の配置

消防法及び電気事業法等関係法令に準拠し、防火管理者や危険物取扱者、電気主任技術者等の施設管理に必要な有資格者を配置してください。（古曽部防災公園においては、危険物の規制に関する政令第2条4号及び13条に規定される地下タンク貯蔵所、及び同政令第3条4号及び19条に規定される一般取扱所がありますので、ご注意ください。）

【現在の人員配置】（参考）

職名	勤務形態	スポーツセンター	堤運動広場	萩谷総合公園	古曽部防災公園
(1) 統括責任者	常勤（週5日勤務）	1名			
(2) 副統括責任者	常勤（週5日勤務）	1名			1名
(3) 管理運營業務責任者	常勤（週5日勤務）	1名			
(4) 維持管理業務責任者	常勤（週5日勤務）				1名
(5) 管理運営スタッフ	非常勤（週4日勤務）	5名	1名	1名	3名
(6) 維持管理スタッフ	非常勤（週4日勤務）			1名	1名
合計		8名	1名	2名	6名

※上表は、現在の体制を前述の職名に当てはめたものです。

- ② 指定管理者は、上表（１）から（４）の職員について、氏名・連絡先を記載した名簿及び緊急時等の連絡体制表を作成し、本市に提出してください。名簿には、管理業務に関する資格等（防火管理者、危険物取扱者、第三種電気主任技術者、スポーツ救急手当認定、応急手当普及員、普通救命講習等）を記載してください。職員に異動があった場合も、同様とします。
- ③ 指定管理者は、職員に対して、管理業務の遂行に必要な研修を実施してください。特に、防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保については、職員の指導に努め、適時訓練を行うものとします。
- ④ 指定管理者は、管理業務の処理に関して事故（人身事故、施設等の破損事故等をいう。）が生じたときは、直ちに必要な救護措置や応急措置を講じるとともに、遅滞なく本市に報告し、その処理方法について、本市と協議してください。
- ⑤ 管理業務の処理に関して生じた職員の災害については、指定管理者が責めを負い、理由のいかんを問わず、本市は何ら責めを負いません。
- ⑥ 指定管理者及びその職員は、管理業務の処理において知り得た秘密を第三者に漏らしてはいけません。指定期間が終了した後も、また職員が退職した後も同様とします。
- ⑦ 公園区域の清掃作業等を実施する市公園課職員（障がい者雇用の作業員１７名及び指導員等３名。以下、「公園環境美化作業員」という。）が各公園内で作業等を行うことを申し入れた場合は、調整の上、協力してください。

(7) 災害時の対応

- ① 高槻市地域防災計画において、総合スポーツセンター及び古曽部防災公園については、市の南部・北部における防災拠点に指定されているほか、その他の施設についても、各種避難地や避難所等となっており、大規模災害の発生時には、本市の災害対策本部の指揮下に移行します。その際は、統括責任者及び維持管理業務責任者（防災関連設備を使用できる者）等を含む体制を整備し、本市が実施する災害対応に積極的に協力してください。
- ② 防災拠点におけるマンホールトイレ等の災害関連設備（本市が管理するものを除く。）については、使用方法を習得し、災害発生時や訓練時において本市から設置等の指示があった際は対応してください。
- ③ 平常時においては、従事者に対して防災に関する研修や訓練等を行うとともに、本市の防災訓練等の要請に対応してください。

(8) その他

- ① 本市は、施設等にあらかじめ備え付けられた備品（本市が所有する備品に限ります。）を、指定管理者に無償で使用させるものとします。指定管理者が、その所有する備品を備え付けようとする場合は、あらかじめ、本市にその旨を届け出てください。
- ② 指定管理者は、古曽部防災公園体育館に設置されている太陽光発電による電力を施設の運営に使用できます。

【古曽部防災公園における実績】（参考）

- ・電気使用量（受電分） 約 250,000 kW
- ・電気使用量（発電分） 約 50,000 kW

- ③ 指定管理者は、古曽部防災公園体育館に設置された雨水貯留槽の水を雑用水に使用できます。
- ④ 指定管理者が行う管理業務の全部又は主要な部分の処理を第三者に請け負わせ、又は委託してはいけません。ただし、設備点検、スポーツ施設の芝生管理、駐車場管理、警備等の一部の業務について本市の承認を受けたときは、この限りではありません。
- ⑤ 指定管理者は、指定管理業務を開始する日までに、次の保険契約を締結し、指定期間中は保険を継続してください。一般賠償責任保険契約の締結にあたっては、本市を追加被保険者とし、保険証書の写しを本市に提出してください。なお、火災保険については本市で対応しますので、加入の必要はありません。

保険の名称	加入義務
一般賠償責任保険 ※施設賠償責任保険、設置瑕疵・管理瑕疵に係る保険等。	【必須】被保険者は「本市並びに契約者」とし、対象は「スポーツ施設及び公園管理業務」としてください。
自主事業にかかる保険	【必須】事業内容に応じて加入してください。
盗難保険・傷害保険・その他	【任意】任意に加入することは妨げません。

- ⑥ 指定管理者は、業務に従事する者に本市の環境方針を周知してください。また、環境への負荷の低減及び環境への配慮の推進の取組について協力するよう努めてください。

8 その他の条件

- ① 指定管理者は、提案事項を遵守してください。
- ② 令和4年4月1日付でセンター条例、公園条例等が改正され、スポーツ施設の利用料金及び利用区分、休所日、及び公園の行為許可に係る利用料金等が変更となります（別紙10、12 令和4年4月1日施行予定の各条例参照）。なお、各条例に係る施行規則についても同日付で改正予定ですが、現在改正手続き中であり、別紙11、13は現行のものとなっていますので、ご注意ください。
- ③ 令和3年度までに現在の指定管理者が総合体育館及び古曽部防災公園体育館で発行した回数券について、令和4年3月31日まで利用可能とし、令和4年度以降は利用不可としているため、未使用分の還付申請があった場合は、現金にて還付を行ってください。なお、還付金については、本市の負担とし、毎月、資金前渡及び精算するものとします。
- ④ 指定管理者は、管理業務の遂行にあたり、スポーツ施設の利用者で構成する団体そ

- の他関係団体との連携・協力を努めてください。
- ⑤ 台風等、事前に災害が予測される際には、事前に安全対策等を行い、被害を最小限に抑えるよう努めてください。災害発生時には、被害状況調査、報告を行ってください。また、必要に応じて臨時巡視を行い、応急措置等の対策を行ってください。
 - ⑥ 本市がスポーツ施設等を、災害の発生その他特別の事情がある場合に優先的に使用する場合は、指定管理者はこれに協力してください。自主事業についても中止していただくことがあります。
 - ⑦ 本市がスポーツ施設等を、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえて利用時間の短縮や閉鎖を行うこととした場合は、指定管理者はこれに従ってください。自主事業についても中止していただくことがあります。
 - ⑧ 高齢者、障がい者、母子家庭等の就労困難層の雇用、就労支援に努めてください。
 - ⑨ 指定管理者は、管理業務の遂行にあたり、高槻市内業者・団体の利活用に努めてください。
 - ⑩ 牧田運動広場、庄所運動広場については、施設の門扉開閉等の簡易な維持業務に関して、業務の利便性及び市民協働の趣旨から、地元コミュニティ組織など地域住民組織等の活用を図ってください。
 - ⑪ 市内の総合型地域スポーツクラブ等を活用し、施設の効率的な管理運営及び利用者の利便性向上、利用人数の拡大に努めてください。
 - ⑫ 総合スポーツセンター、萩谷総合公園及び古曽部防災公園内には、指定管理業務の対象外となる施設があります。指定管理者は必要に応じてそれぞれの管理者と連携・協力しながら、施設の管理運営に取り組んでいただきます（別紙6「指定管理業務対象外施設一覧」参照）。
 - ⑬ 萩谷総合公園内の「東海自然歩道」の維持管理については、大阪府北部農と緑の総合事務所が関連していることから、修繕等が必要な場合は、市公園課と協議を行ってください。なお、軽易な修繕や応急処置等は指定管理者が実施してください。
 - ⑭ 公園内は、原則として一般車両の通行を禁止としますが、萩谷総合公園においては、公園に隣接する貸農園の関係者等が園内を車両で通行して進入する必要があるため、関係者等に通行許可の手続きを行ってください（別紙20「公園内通行・駐車許可に係る要綱」参照）。令和4年度当初の申請に係る手続は市公園課が実施します。
 - ⑮ 古曽部防災公園に隣接する市公園課の管理地は、大規模災害時における救援物資の受け入れ場所やボランティアの活動場所等としての使用が想定されています。
 - ⑯ 不具合等が生じている施設等の状況を別紙22「設備状況一覧表」に示します。故障時の対応は、次項のリスク分担表に基づき実施することとしますが、指定管理者は効率的な維持・保全による長寿命化に努めてください。なお、設備の状態を踏まえて、施設の修繕費を19,000千円と積算していますので、参考としてください。
 - ⑰ 「高槻市立小学校運動場夜間照明施設管理業務委託契約」を本市と締結してください。なお、詳細は別紙23「高槻市立小学校運動場夜間照明施設管理業務委託契約・仕様書（案）」を参照してください。

9 市と指定管理者との責任の分担

本市と指定管理者との責任分担は、原則として、次表に定めるとおりとします。ただし、同表に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、本市と指定管理者が協議して定めるものとします。

【リスク分担表】

項目	事項	内 容	負 担 者	
			指 定 管理者	高槻市
共通事項	法令・制度の改正	事業運営に影響のある法令・制度の改正	協議事項	
	税制の改正	消費税の税率の変更		○
		法人税その他事業に営業を及ぼす税率の変更	○	
	物価・金利の変動	物価・金利の変動	○	
	資金の調達	必要な資金の確保	○	
	周辺地域・住民、利用者への対応	事業運営に係る利用者、地域住民等からの苦情対応及び地域との協調	○	
		施設の設置及び指定管理者制度の適用に関する苦情対応		○
	安全性の確保	施設の運営・維持管理に係る安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む。）	○	
	第三者への賠償	施設運営・維持補修において第三者に損害を与えた場合	○	
		施設自体の瑕疵により第三者に損害を与えた場合		○
応募	応募の費用	応募に係る費用の負担	○	
準備	引継ぎの費用	施設運営の引継費用	○	
		施設の引渡しに係る原状回復費用	○	
管理運営	事業の中止・延期	市の責任による遅延・中止		○
		法令その他制度の変更等により市の建物所有が困難になったことによる中止		○
		指定管理者の責任による遅延・中止	○	
		指定管理者の事業の放棄・破綻	○	
	減免制度	減免制度の対象者の拡大		○

	天災等による事業中止	大規模な災害等による事業の中止		○
	市場の変化	利用者の減少、競合施設の増加等による収入減、経営不振	○	
	自主事業	自主事業の実施に伴う損害の賠償	○	
		自主事業の実施に伴う苦情対応	○	
維持管理	維持補修	指定管理者の発意により行う施設・設備・外構の改良、維持補修	○	
		市の発意により行う施設・設備・外構の改良、維持補修		○
		施設・設備・外構の保守点検（法定点検及び日常のメンテナンス）	○	
		経年劣化による施設・設備・外構の維持補修（1件50万円未満）及び施設の管理上急を要する維持補修	○	
		経年劣化による施設・設備・外構の維持補修（1件50万円以上）		○
		事故・火災による施設・設備・外構の維持補修	○	
		天災その他不可抗力による施設躯体・設備の損壊復旧		○
		法令の改正により必要となった施設躯体・設備の維持補修		○
	修理修繕	経年劣化による市の備品の修理・修繕（1件50万円未満）		○
		経年劣化による市の備品の修理・修繕（1件50万円以上）		○

10 アンケートの実施

指定管理者は、利用者の意見や要望を把握し、管理運営業務及び維持管理業務に反映させるほか、自主事業の質の向上のため、本市と協議した内容について、年に1回以上アンケートを実施し、本市に報告してください。

（アンケート内容例：施設職員の待遇に関する項目、施設の管理に関する項目、自主事業の評価に関する項目等）

11 引継ぎ等

指定管理者の指定後、指定期間開始までの間に、本施設の管理業務に関する本市及び現指定管理者との引継ぎ、指定管理者の従業員の研修（トレーニング室運営に係る資格の取

得等)及び帳票類の印刷等必要な準備を行っていただきます。

また、指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しによって管理業務が終了したときは、次期指定管理者が適切に施設の管理業務を実施できるように本市及び次期指定管理者に引継ぎを行ってください。

12 応募の資格等

(1) 応募資格

指定管理者に応募することができる者は、法人その他の団体（以下、「法人等」という。）で、次のすべてに該当する者としてします。個人での応募はできません。

- ① 募集公示の日現在、高槻市立総合スポーツセンター及び萩谷総合公園と同程度又はそれ以上の規模及び利用者数を有するスポーツ施設・公園（両方）または類似施設の管理業務の実績を2年間以上有すること。
- ② 募集公示の日現在、大阪府内に営業所、事業所又は事務所を有すること。
- ③ 高槻市建設工事請負業者指名停止基準及び高槻市物品売買業者指名停止基準による指名停止期間中でないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑥ 団体及び役員等が高槻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下、「指定手續条例」という。）第4条の欠格条項に該当しないこと。
- ⑦ 管理業務の遂行に必要な資格、知識、技術、技能、経験等を有する職員を管理業務の遂行に十分な人数を配置できること。

(2) 複数の法人等による応募

本施設の管理業務を効果的かつ効率的に行うために必要な場合は、複数の法人等（以下、「グループ」という。）が共同して応募することができます。この場合においては、次に掲げる事項に留意してください。

- ① 構成員が上記応募資格②～⑦に該当し、かつ①に該当する法人等を構成員に含めていること。
- ② グループの構成団体を特定し、グループの名称及びグループ内で代表となる法人等を定めること。
- ③ 単独で応募した法人等は、グループの構成団体として応募することができない。
- ④ 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできない。

13 応募の方法

指定管理者に応募しようとする者は、次のとおり指定管理者指定申請書その他の書類（以下、「応募書類」という。）を本市に提出してください。

(1) 受付期間

令和3年7月21日（水）から9月10日（金）までの執務時間内
（午前8時45分から午後5時15分まで）

(2) 提出方法

持参又は郵送。郵送による場合は上記受付最終日当日の消印有効。

(3) 提出先

高槻市街にぎわい部文化スポーツ振興課（総合センター8階）
〒569-8501 大阪府高槻市桃園町2番1号

(4) 応募書類

① 指定管理者指定申請書（様式第1号）

② 指定管理者応募資格誓約書

③ 事業計画書（様式第2号）

○作成にあたっては、本施設の設置目的に応じた管理運営を行うにあたっての基本的な考え方や、その実現方法、本施設の効用を最大限発揮するための具体的な方策などを示してください。また、下記の「収支計画書」と整合がとれたものとしてください。

○事業計画書の具体的な内容は、「事業計画書作成のポイント」を参照して作成してください。（様式自由。ただし、A4サイズを基本とし、A3資料はA4折にすること。）

○自主事業の取組は、内容や実施予定時期、規模等できるだけ具体的に記載してください。

○提案内容の実施にあたっては、本市と事前に協議を行っていただきます。提案されたものであっても、内容によっては実施できない又は内容の一部変更等を求める場合があります。（提案内容の実施を確約するものではなく、必要に応じて修正が必要となる場合があります。）

④ 収支計画書（様式第3号）

○「収支計画書」は、年度ごとの収支見込を「指定管理事業」と「自主事業」のそれぞれについて作成してください。

⑤ 定款又は寄附行為の写し（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類するものの写し）

⑥ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

⑦ 法人でない団体にあつては、代表者の身分証明書

⑧ 国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

⑨ 団体の前事業年度及びその直前の2事業年度の収支計算書及び貸借対照表のうち作成しているもの

⑩ 団体の現事業年度の収支予算書及び事業計画書

⑪ 団体の事業報告書（作成している場合に限る。）

- ⑫ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに類する書類（役員名簿には、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者及び支配人の氏名、住所、生年月日を記載してください）。
- ⑬ 大阪府内に営業所、事業所又は事務所を有することが確認できる書類（他の応募書類で確認できる場合は不要）
- ⑭ グループによる応募の場合には、グループの名称、各構成団体の名称及び代表となる法人等の名称を明示した書類（グループ結成届ほか）
- ⑮ 類似施設の管理業務の実績を2年間以上有することが確認できる契約書等（契約書、協定書、定款及び業務案内ほか）の写し
- ⑯ 類似施設の管理に際して使用している就業規則の写し（労働基準監督署の収受印のあるもの）
- ⑰ 労働保険料納入証明
- ⑱ 社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認書

(5) 提出部数

正本1部及び副本28部。副本は正本を複写して作成しても差し支えありません。

(6) 説明会・現地案内の開催

募集の概要等の説明及び現地案内を次のとおり開催します。

- 日 時 令和3年6月22日（火）午前9時30分から午後5時
（受付開始：午前9時15分から）
- 場 所 高槻市立総合スポーツセンター総合体育館会議室（芝生町4丁目1-1）
- 現地案内施設
 - ①高槻市立総合スポーツセンター（芝生町4丁目1-1）
 - ②堤運動広場（堤町3-1）
 - ③古曾部防災公園（古曾部町3丁目15-1）
 - ④萩谷総合公園（大字萩谷111-1）

※終了時刻等については、進行状況により、前後する可能性がありますのでご了承ください。

※昼に1時間程度の休憩をはさみます。

※施設の移動を伴いますので、車でご来場ください。

※当日は質問を受け付けません。

申込方法 令和3年6月16日（水）までに、所定の説明会等参加申込書に必要事項を記入の上、電子メールにより送付してください。

電子メール送付先：高槻市街にぎわい部文化スポーツ振興課

<bunkasp-82@city.takatsuki.osaka.jp>

※メールの題名は「スポーツ・公園指定管理説明会等参加申込」としてください。

※郵送・電話・ファクシミリ・来訪による申し込みはお受けできません。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、参加者は最少人数にてお願いします。

(7) 質問の受付

本施設等の概要、管理業務の内容等について、次のとおり質問を受け付けます。

受付期間 令和3年6月22日(火)午後5時15分から7月6日(火)午後5時15分

質問方法 所定の質問書に記入の上、電子メールにより送付してください。

※メールの題名は「スポーツ・公園指定管理募集質問」としてください。

※郵送・電話・ファクシミリ・来訪による申し込みはお受けできません。

なお、質問はこれ以降、応募の手続きを除き、受け付けません。

回答方法 ホームページに掲載※質問及び回答の内容は、すべての応募者が閲覧可能となりますのでご注意ください。

なお、ご質問に対する十分な回答が出来ない場合がありますので、ご了承ください。

(8) 応募にあたっての留意事項

① 応募書類のほかに、必要に応じて、追加資料の提出を依頼することがあります。

② 応募書類及び追加資料は、返却しません。

③ 応募書類及び追加資料は、高槻市情報公開条例に基づき、公開することがあります。

なお、提案内容等は、公開請求があった場合、原則公開となります。

④ 受付期間の終了後における応募書類及び追加書類の再提出又は差替えは、原則として認めません。

⑤ 応募書類及び追加資料の作成並びに提出に要する費用は、すべて応募する法人等の負担とします。

⑥ 個人情報の取扱いについて

提出いただいた役員名簿に記載された個人情報については、高槻市個人情報保護条例に基づき、適正に管理します。この個人情報については、指定手続条例第4条第2号から第6号に規定する欠格事項に該当しないことの確認のため、警察への照会に使用します。なお、目的外利用をすることは一切ありません。

⑦ 平成30年度から令和2年度の3年間におけるスポーツ施設及び駐車場の利用実績と減免実績について、データが必要な場合は、下記までメールで依頼してください。

メールタイトルは「《依頼》利用実績及び減免実績データ(●●(株))」としてください。

電子メール送付先：高槻市街にぎわい部文化スポーツ振興課

<bunkasp-82@city.takatsuki.osaka.jp>

⑧ 総合スポーツセンター他10施設の図面が必要な場合は、下記までメールで依頼してください。メールタイトルは「《依頼》総合スポーツセンター他10施設図面(●●(株))」としてください。

電子メール送付先：高槻市街にぎわい部文化スポーツ振興課
<bunkasp-82@city.takatsuki.osaka.jp>

14 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定方針

指定管理者には、本施設の管理運営方針を理解の上、最も適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを選定します。

(2) 選定方法

本市の関係部局で構成する高槻市指定管理者選定委員会幹事会（以下、「幹事会」という。）にて、提出された書類の審査、事業計画に関するプレゼンテーション及びヒアリングを基に、各提案内容の評価点を算定します。

その後、学識経験者等の委員で構成する高槻市指定管理者選定委員会での審議を経て、指定管理者の候補者を選定します。

(3) 選定の基準

候補者の選定は、「価格評価点」と「サービス水準等評価点」を合算した「総合評価点」を算定して行います。それぞれの割合は、価格評価30%、サービス水準等評価70%を基準とします。「価格評価点」は、本市の提示額に対する応募者の提案額の割合を点数化しますが、本市の提示額の70%以下は一律とします。また、「総合評価点」が同点の場合は、提案額のより低い者を優先します。

ただし、次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

○提出書類に著しい不備があった場合

○関係法令に違反若しくは著しく逸脱した提案である場合

○提出書類に虚偽の記載があった場合

○書類提出後に事業計画の内容を大幅に変更したことが明らかになった場合

○以下の不正行為があった場合

- ・他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- ・候補者の選定の前に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること
- ・候補者の選定を行う選定委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めること
- ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

○指定管理料の提案額が、本市が示す指定管理料参考価格を上回る場合

また、事業計画書に記載されている内容が、本市の指定管理者（公の施設の管理者）として適切でないと判断される提案などは、選定されない場合があります。

本市の人的・財政的支援を受けている外郭団体が応募する場合は、その影響額を考慮した選定評価を行います。

【サービス水準等評価表】

評 価 項 目		配 点
1 市民の平等な利用の確保に関すること		10
(1) 団体の理念、姿勢及び社会的責任	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の経営方針 ・指定管理者としての認識と施設の管理運営方針 	5
(2) 公の施設の利用者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・公の施設としての公共性、公平性の理解 ・公平かつ公正な利用に対する理念と利用者への対応 ・利用者からの苦情申し立てや相談に適切に対応・処理し、解決できる体制があること 	5
2 施設の効用の最大限の発揮及び管理経費の縮減に関すること		15
(1) 類似施設の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> ・類似施設の運営実績（年数、施設数、内容等） 	5
(2) 効率的運営及び効率化への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的を踏まえた効率的な事業計画であること ・経費節減についての考え方や方法が適切であり、実現の可能性があること 	5
(3) 指定への意欲及び熱意	<ul style="list-style-type: none"> ・公の施設の設置目的を理解し、施設運営の意欲と熱意があること ・利用者のニーズを把握・理解し、十分な配慮を行う意欲があること 	5
3 施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力に関すること		45
(1) 団体の安定性及び継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の設立目的及び組織状況 ・団体の財務状況及び経営基盤の安定 	5
(2) 団体運営の公正性及び透明性	<ul style="list-style-type: none"> ・公正かつ透明性のある運営が行える能力を有していること 	5
(3) 団体運営における法令の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・団体における法令の遵守並びに指定管理業務に必要な関係法令等の把握 ・労働基準法の遵守等、適正な労働条件で整備していること 	5
(4) 情報セキュリティ対策への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護と管理体制が適切であること（職員への周知・書類の保管等） 	5
(5) 施設管理の安全性への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・施設、設備、備品等の保全の考え方、運営体制及び維持管理体制が適切であること ・植栽及び森林の維持管理の方法が適切であること ・本施設を安全に管理運営できる人員が配置されている 	10

	こと	
(6) 職員の研修	・ 職員の専門的知識・技能を向上させる研修体制が構築されていること	5
(7) その他管理に際して必要な事項	・ 人権の遵守、環境問題への取組 ・ 地域経済への寄与（地域雇用の創出や資材の調達等）及び就労困難層への雇用就労支援の取組	10
4 施設の設置の目的の寄与に関すること		60
(1) スポーツ振興への取組	・ 公の施設としてのスポーツ施設の設置目的が理解され、施設の利用を通じてスポーツ振興に寄与すること ・ スポーツ振興、市民の健康増進に寄与する事業計画であること	20
(2) 施設の利用促進や活性化への取組	・ スポーツ施設及び公園について、施設の利用促進や利用者満足度向上に寄与する提案が積極的になされていること ・ その他、施設の活性化につながる提案がなされていること	20
(3) 防災の取組	・ 災害発生時の初動体制及び復旧時の体制が適切かつ速やかに確保できること ・ 防災拠点としての機能を発揮するための考え方や方法が適切であること	10
(4) 自然環境の保全・活用に向けた取組	・ 自然環境の保全、市民と自然のふれあいの促進に寄与する事業計画であること	10
5 施設の魅力向上に関すること（自主事業）		40
(1) 魅力的な教室等の運営	・ 集客力のある魅力的な教室等の提案が積極的になされていること（実現の可能性があること） ・ その他魅力的な自主事業の提案がなされていること	20
(2) にぎわいの創出に向けた取組	・ 集客力のある魅力的なイベントやプログラム及び物品販売等の提案が積極的になされていること（実現の可能性があること） ・ その他魅力的な自主事業の提案がなされていること	20
6 危機管理体制に関すること		15
(1) 事故への対応	・ 事故発生時の速やかな対応が可能であること	5
(2) 防犯・防災の対応	・ 安全への考え方が適切で、緊急時の対応についての体制づくりがあること	10

7 市民サービスに関すること		15
(1) 利用者に対するサービスの向上	・利用者ニーズの把握と反映方法が適切であること	10
(2) 苦情処理対応	・利用者等とのトラブル防止や接遇対応向上の取組及び苦情処理の手法が適切であること	5
合計		※200

※サービス水準等評価点を2で除した上で、同評価点の割合（0.7）を乗じた値と価格評価点とを合算し、総合評価点とする。

(4) 提案があった事業計画等の説明（プレゼンテーション及びヒアリング）

幹事会において、提案があった事業計画に関するプレゼンテーション及びヒアリングの機会を設けます。開催日時は、令和3年9月下旬を予定しています。詳細については、別途応募者に通知します。

なお、説明を求める内容は提案内容全般にわたりますので、応募者を代表して説明や意見を述べられる方に説明をお願いします。技術的な事項について説明を求めることもありますので、応募された法人等に属する技術者等の同席も構いません。

(5) 候補者の決定

候補者を決定したときは、その結果を応募された法人等のすべてに書面で通知し、公表します（令和3年10月下旬頃を予定）。

15 指定管理者の指定等

指定管理者の指定は、候補者を本施設の指定管理者とする旨の議案を令和3年12月に開催される予定の高槻市議会に上程し、その議決を受けて行うものとします。

なお、本市と指定管理者との間に締結する協定の内容その他、指定管理者が管理業務を行うために必要な事項の具体的な協議については、当該議決後において、速やかに行うものとします。

16 基本協定の締結

指定管理者は、本市からの指定管理者指定の決定通知後、速やかに本市と協議を行い、管理運営の基本的事項を定めた基本協定を締結していただきます。

※基本協定締結後に年度協定を締結します。

17 募集要項に関する問合せ先

(1) 全般及びスポーツ部門

高槻市街にぎわい部文化スポーツ振興課（総合センター8階）

〒569-8501 大阪府高槻市桃園町2番1号

電 話 072-674-7649

F A X 072-674-8836

(2) 公園部門

高槻市都市創造部公園課（本館5階）

〒569-8501 大阪府高槻市桃園町2番1号

電 話 072-674-7516

F A X 072-674-3125

18 その他

この募集要項及び指定申請書等の様式は、高槻市のホームページ（指定管理者の募集）からダウンロードすることができます。

高槻市のホームページ ○○○○○○○○○○○○○○○○

指定管理者候補者選定評価表

—サービス水準等評価—

(評価基準)

評価点	大変良い	良い	普通	やや不十分	不十分
20点	20	15	10	5	1
10点	10	7	5	3	1
5点	5	4	3	2	1

対象施設： 高槻市立総合スポーツセンター総合体育館ほか10施設、萩谷総合公園、古曽部防災公園

所管課： 文化スポーツ振興課、公園課

評価項目(★は規則に定める項目)		配点	評価点
1 市民の平等な利用の確保に関すること。		10	0
★(1) 団体の理念、姿勢及び社会的責任	・団体の経営方針 ・指定管理者としての認識と施設の管理運営方針	5	
★(2) 公の施設の利用者への対応	・公の施設としての公共性、公平性の理解 ・公平かつ公正な利用に対する理念と利用者への対応 ・利用者からの苦情申し立てや相談に適切に対応・処理し、解決できる体制があること	5	
2 施設の効用の最大限の発揮及び管理経費の縮減に関すること。		15	0
★(1) 類似施設の運営実績	・類似施設の運営実績(年数、施設数、内容等)	5	
★(2) 効率的運営及び効率化への取組	・施設の設置目的を踏まえた効率的な事業計画であること ・経費節減についての考え方や方法が適切であり、実現の可能性があること	5	
★(3) 指定への意欲及び熱意	・公の施設の設置目的を理解し、施設運営の意欲と熱意があること ・利用者のニーズを把握・理解し、十分な配慮を行う意欲があること	5	
3 施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力に関すること。		45	0
★(1) 団体の安定性及び継続性	・団体の設立目的及び組織状況 ・団体の財務状況及び経営基盤の安定	5	
★(2) 団体運営の公正性及び透明性	・公正かつ透明性のある運営が行える能力を有していること	5	
★(3) 団体運営における法令の遵守	・団体における法令の遵守並びに指定管理業務に必要な関係法令等の把握 ・労働基準法の遵守等、適正な労働条件で整備していること	5	
★(4) 情報セキュリティ対策への取組	・個人情報保護と管理体制が適切であること(職員への周知・書類の保管等)	5	
★(5) 施設管理の安全性への配慮	・施設、設備、備品等の保全の考え方、運営体制及び維持管理体制が適切であること ・植栽及び森林の維持管理の方法が適切であること ・本施設を安全に管理運営できる人員が配置されていること	10	
★(6) 職員の研修	・職員の専門的知識・技能を向上させる研修体制が構築されていること	5	
(7) その他管理に際して必要な事項	・人権の遵守、環境問題への取組 ・地域経済への寄与(地域雇用の創出や資材の調達等)及び就労困難層への雇用就労支援の取組	10	

4 施設の設置の目的の寄与に関すること。		60	0
(1) スポーツ振興への取組	・ 公の施設としてのスポーツ施設の設置目的が理解され、施設の利用を通じてスポーツ振興に寄与すること ・ スポーツ振興、市民の健康増進に寄与する事業計画であること	20	
(2) 施設の利用促進や活性化への取組	・ スポーツ施設及び公園について、施設の利用促進や利用者満足度向上に寄与する提案が積極的になされていること ・ その他、施設の活性化につながる提案がなされていること	20	
(3) 防災の取組	・ 災害発生時の初動体制及び復旧時の体制が適切かつ速やかに確保できること ・ 防災拠点としての機能を発揮するための考え方や方法が適切であること	10	
(4) 自然環境の保全・活用に向けた取組	・ 自然環境の保全、市民と自然のふれあいの促進に寄与する事業計画であること	10	
5 施設の魅力向上に関すること（自主事業）		40	0
(1) 魅力的な教室等の運営	・ 集客力のある魅力的な教室等の提案が積極的になされていること（実現の可能性があること） ・ その他魅力的な自主事業の提案がなされていること	20	
(2) にぎわいの創出に向けた取組	・ 集客力のある魅力的なイベントやプログラム及び物品販売等の提案が積極的になされていること（実現の可能性があること） ・ その他魅力的な自主事業の提案がなされていること	20	
6 危機管理体制に関すること。		15	0
(1) 事故への対応	・ 事故発生時の速やかな対応が可能であること	5	
(2) 防犯・防災の対応	・ 安全への考え方が適切で、緊急時の対応についての体制づくりがあること	10	
7 市民サービスに関すること。		15	0
(1) 利用者に対するサービスの向上	・ 利用者ニーズの把握と反映方法が適切であること	10	
(2) 苦情処理対応	・ 利用者等とのトラブル防止や接遇対応向上の取組及び苦情処理の手法が適切であること	5	
合 計		200	0